

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年6月25日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 奥州市水沢大手町三丁目1番地

氏 名 奥州市病院事業管理者職務代理者
経営管理部長 桂田 正勝

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0197-25-3833

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	奥州市総合水沢病院
事業場の所在地	奥州市水沢大手町三丁目1番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	149床
③ 従業員数	241人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→焼却、溶融(中間処理)→焼却、埋立(最終処理) 廃油→焼却(中間処理)→焼却、埋立(最終処理)

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理者

奥州市病院事業管理者

↓
特別管理産業廃棄物管理責任者↓
部門別担当者

- ・事務部門(事務長、管財係長、担当係員)
- ・看護部門(総看護部長、副総看護師長、師長)
- ・診療部(診療部長)
- ・医療技術部(薬剤科長、放射線科技師長、臨床検査科技師長、健康管理科長、栄養科係長、医療連携室長、リハビリ技術課長)
- ・清掃部門(委託業者が指名する作業責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	66.248 t	0.060 t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底。 廃棄物の分別マニュアルの掲示、産業廃棄物に関する院内教育及び研修会の実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	排出量	65.048 t	0.055 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を引き続き行う。 1.2 t 抑制 (1ヶ月0.1t×12月=1.2t) 感染性産業廃棄物 0.005 t 抑制 (1ヶ月0.00042t×12月=0.005t) 廃油		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 形状に応じた容器に分別し、感染性廃棄物である旨を表示する。 新採用時の新人教育及び職員全体の院内研修会等で産業廃棄物に関する教育を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を引き続き行う 産業廃棄物特に感染性廃棄物に関しては、院内教育の徹底を図る

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	全処理委託量	66.25 t	0.06 t
	優良認定処理業者への処理委託量	66.25 t	0.06 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		
	業者選定にあたっては、奥州市の入札参加資格者名簿(特別管理産業廃棄物収集運搬業務)及び岩手県産業廃棄物処理業者育成センターの格付け制度の優良事業所で岩手県南地区に登録されている業者としている。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油
	全 処 理 委 託 量	65.048 t	0.055 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	65.048 t	0.055 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の選定基準を維持する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	66.25 t	
	(今後実施する予定の取組等) 現在の実施状況を維持する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。